

2024年飲酒運転等、悪質な法令違反

1. 発生件数

- 酒気帯び運転 6件
- 無免許・無資格運転 6件
- 救護義務違反 24件

2. 個別事案の概要

酒気帯び運転

	発生日時	業態	概要	管轄支局
1	2月29日 22:15頃	貨物	長距離運行中、休息をとるため立ち寄ったPAにおいて、既に停まっていた車両が駐車スペースからはみ出していたことから、当該車両も駐車スペースから少し後ろにはみ出した形で駐車し休息に入った。事故発生時刻頃、当該車両後方付近に別の車両が駐車したため道を塞いでしまい、通行できなかった車両よりクラクションを鳴らされたため車両を動かしたところ、駐車していた別の車両に接触した。事故後、事故処理にあたった警察官より酒気帯び運転を指摘され発覚した。	千葉
2	4月22日 6:55頃	貨物	大型トラックが高速道路を走行中、飲酒の影響によりハンドル操作を誤り側壁に衝突、横転した。当該事故は単独事故で怪我人もいなかったが、当該運転者が酒気帯び運転の疑いで逮捕された。	東京
3	5月6日 16:15頃	貨物	第二通行帯を走行していた中型トラックが、交差点内の中央分離帯に接触して制御不能となり、中央分離帯を乗り越えて対向車線を走行してきた乗用車2台と正面衝突した。この事故により、乗用車に乗りしていた3名が死亡、他の乗用車の1名が軽傷、事故を起こした運転者が重傷を負った。当該車両は事故時、制限速度を大幅に超過しており、また、後日当該運転者が事故当時飲酒運転していたとして逮捕された。	群馬
4	7月7日 20:19頃	貨物	当該運転者は積込地にて作業完了後、卸地に向け運行中、コンビニでお酒を購入し飲酒した。その後、一般道を約60km/hで走行中、ハンドル操作を誤り対向車線のガードレールに接触して横転した。この事故により当該運転者が軽傷を負った。	埼玉
5	7月26日 19:48頃	貨物	泊まり運行において、その日の業務が完了し電話点呼を受け運行を終了した。当該運転者は休息場所が、普段朝まで駐車できる駐車場であったことから飲酒し休息していたところ、管理人より駐車場で作業するため車両を移動して欲しいと要望があったことから1km程度先のコンビニに移動した結果、走行中信号待ちで止まっていた車両に追突した。警察に連絡して事故処理をしていた際に飲酒運転が発覚した。	埼玉
6	10月11日 15:10頃	貨物	運行の途中、4時間程待機時間が発生したことから、当該運転者は仮眠をとるため食事とともに350ml2缶を飲酒した。その後、荷物の積み込みを行い出発、買物をするためコンビニに立ち寄った際、駐車場内でハンドル操作を誤り隣の車両に接触した。接触した相手が警察車両であったためすぐに事故処理が始まり、その際アルコールの匂いがするため飲酒の検査をしたところ、アルコール検出された。	千葉

無免許・無資格運転

	発生日時	業態	概要	管轄支局
1	3月12日 13:43頃	貨物	新人教育中の当該運転者が添乗教育者とともに運行中、配達先で複数回切り返しを実施しているなかで駐車車両と接触した。事故発生当時は接触に気付かず業務を続けていたが、後程指摘をうけ、再度確認に戻り事故が発覚した。物損事故として、事故処理を進める中、当該運転者の運転免許が「普通」免許であり、運転が出来ない車両への運転指示をしていた事が判明した。	栃木
2	4月10日 0:18頃	法人	当該運転者は、令和6年3月20日に運転免許証の取り消し処分を受けていたが、その事実を会社へ報告することなく、複写機にて偽造した運転免許証をパスケースに入れた状態で出庫点呼の免許証確認をすり抜けて乗務を続けていた。事故当日、複数回の営業の後、前方確認を怠り追突事故を惹起した。警察に通報、事故処理をしていた中で運転免許証の提示を求められた結果、無免許運転が発覚した。	東京
3	5月14日 12:30頃	貨物	新人教育中の当該運転者が添乗教育者とともに配達訓練のため運行中、橋を右折して渡ろうと徐行で進んでいたところ、内輪差により自車右アンダーバーが縁石に接触した。警察に通報後、事故処理を進める中で当該運転者の免許証を提示したところ、準中型免許が必要な車両に対して普通免許しか取得しておらず、免許外無免許運転であることが発覚した。	東京
4	7月3日 21:07頃	法人	当該運転者は出勤後、補助者の行う点呼を受け出庫した(当該運転者のみ免許証の確認を行っていなかった)。出庫後複数回の営業の後、交差点を左折した際、駐車車両の先に乗客を発見し、ハンドルを左に切りながらブレーキ操作をした際に後方の安全確認を怠り後方より進行するオートバイの追突を誘引し、オートバイが転倒した。事故後、警察官の立会いのもと事故処理を進める中、運転免許証、車検証、自賠証の提示を求められた際に、当該運転者は運転免許証の提示が出来ず、運転免許停止処分中であることを告白し、現行犯逮捕された。	東京
5	8月22日 23:30頃	貨物	一般道を走行中、道に迷い狭い道に入り込み、車両を前後した際、後退時に民家の塀に衝突した。近隣住民の通報で駆けつけた警察官が当該運転者に聞き取りをした際、免許の失効が発覚した。	山梨
6	8月30日 10:25頃	貨物	当該運転者は出勤後、運行管理補助者の行う業務前点呼を受け出庫した(免許証の所持確認未実施)。その後、配送先の敷地駐車場内にあるセンサーポールに接触する事故を惹起した。当該運転者は気が付かず現場を離れたが、マンション敷地内設置の監視カメラを元にマンション管理会社から営業所へ通報が入り、当該運転者へ確認連絡を行ったところ、免停中であったことを申告した。	埼玉

救護義務違反

	発生日時	業態	概要	管轄支局
1	1月13日 1:51頃	法人	実車運行中、第一通行帯と第二通行帯の間を歩いていた酩酊状態の歩行者に間近で気付き、ハンドルを左にきり回避行動をとったが歩行者と接触した。当該運転者は、避けきれたと思いそのまま運行を継続した。その後、歩行者は後続車にひかれ死亡した。	東京
2	1月17日 7:08頃	貨物	信号のない交差点において、左折時に左後方にて自転車と接触、自転車が転倒した。運転者は事故に気付かずそのまま運行を継続した。	東京
3	1月18日 14:10頃	貨物	片側二車線道路の第二通行帯を走行中、第一通行帯にはみ出したため、第一通行帯を走行していた軽自動車に接触、軽自動車が横転した。この事故により軽自動車の運転者が軽傷を負ったが、当該運転者は気が動転してしまい直ちに救護措置を取らずに立ち去ってしまった。	茨城
4	1月26日 5:50頃	貨物	一般道を60km/hで走行中、車線変更を行った際、バイクと接触し、バイクが転倒した。運転者は接触に気付かずそのまま現場を離れてしまった。その後、警察より問い合わせがあり事故が発覚した。	群馬
5	3月30日 14:30頃	貨物	一般道を50km/hで走行中、左側を走行していた自転車を追い越した際に自転車と接触した。運転者は接触に気が付いていなかったため事故現場を立ち去った。自転車は当該車両と接触後、対向車線へはみ出してしまい対向車両と衝突し自転車運転者が負傷した。	埼玉
6	4月9日 8:40頃	貸切	交差点において赤信号で停車した後、青信号に変わり発進したところ、左側にいた歩行者の傘と接触し、傘を持った歩行者が転倒した。接触時、運転者は右側の路線バスを注意しながら発進したため、左側の歩道とは十分間隔開けていたことから風で飛ばされてきた傘と接触したと勘違いしたため停まらずに運行を継続した。運行終了後、警察に連絡して傘を持った歩行者が転倒したことが判明した。	東京
7	4月11日 20:10頃	法人	乗客を降車後、交差点を右折する為青信号で進入、対向車が通過後右折を開始したところ、右後方から歩行者が歩行者信号が赤の状態で進入してきた。当該車両が歩行者の後ろを通過する際、左前タイヤが相手歩行者右足首付近に接触した。運転者は停車し確認すべきところそのまま走行し現場を離れてしまった。その後、警察から問い合わせがあり事故が発覚した。	埼玉
8	4月19日 17:23頃	法人	交差点を青信号で左折したところ、歩行者用信号を青で左側から走ってきた歩行者と接触し歩行者が転倒した。運転者はその場で一旦停車したが、歩行者が立ち上がったことから、救護措置をとらずそのまま立ち去った。	東京
9	4月23日 10:05頃	貨物	停まっているトラックの左横を通り抜ける際、左ミラーが歩行者の右後頭部に接触した。当該運転者はバックモニターで確認したが、普通に歩いている歩行者しかおらず、うずくまったりしている様なも見えなかったため、自分の中で大丈夫だろうと思い停車せず現場を離れた。その後、同じ配送ルートを走っている際、現場検証をしている警察官に呼び止められ事故が発覚した。	東京
10	5月17日 7:18頃	貨物	一般道を約30km/hで走行中、見通しの良いT字路に差し掛かった際、歩行者が飛び出して来た為接触した。接触後、当該運転者は少し進んでから車両を止め、車両から降り、歩行者と10mぐらいの距離でいくら言葉をかかわしたが、大丈夫そうであったためそのまま立ち去った。その後、警察から連絡が有り事故が発覚した。	埼玉
11	6月6日 12:30頃	貨物	運転者は大型トラック・トレーラーを横断歩道手前に停車させ、反対車線側の店舗で買い物をした後、横断歩道上を横断中の歩行者に気付かずに進出したため、歩行者と接触し、そのまま車両に巻き込み、歩行者が車両の下部分に引っ掛かった状態になったが、運転者に歩行者と接触した認識がなかったため運転を継続、500m程度歩行者をひきづり、右カーブが終わった辺りで歩行者が投げ出されそのままトレーラー部分で轢過した。運転者は事故に気付いていなかったため、その後の救護や警察への連絡等を行わずに運行を継続した。この事故により歩行者1名が死亡した。	東京
12	6月14日 16:40頃	貨物	反対車線が渋滞している片側1車線の道路を走行中、横断歩道を通過しようとした際、渋滞の間から自転車が出てきたため急ブレーキをかけたが間に合わず、自転車と衝突した。当該運転者は降車し、「大丈夫？」と確認したところ「大丈夫です」との返答があったため、その場を離れ運行を継続した。後日、警察から問い合わせがあり事故が発覚した。	埼玉
13	6月28日 3:00頃	貨物	一般道をロービームで60km/hで走行中、反対車線側から横断してきた歩行者を人間とは気付かず、車体前方の右側が接触したが、歩行者と接触した認識がなかったためその場より走り去った。その後、予定の運行を乗務し帰庫、警察からの連絡により歩行者と事故を起こしていたことが発覚した。	茨城
14	7月18日 0:20頃	法人	乗客1名乗せ実車運行中、前方に歩行者2名を確認、速度を落とし右側に避けたが車道側を歩いていた歩行者の右手に当該車両の左フエンダーミラーが接触した。当該運転者は、接触したことに気づかずそのまま走行を継続した。その後、警察より営業所に連絡が入り事故が発覚した。	神奈川
15	7月19日 8:05頃	貨物	一般道を45km/hで走行中、300m先を左折するようナビの音声案内があり、ナビを注視したため、交差点の赤信号を見落として交差点に進入、ナビから目線をあげた際、左からの自転車が目に入ったため右側に回避行動をとったところ、右から横断中であった別の自転車にトラックの右前方が接触した。事故発生当時、運転者に接触事故の認識なく、同日夕方頃、警察より営業所に連絡が入り接触事故の疑いがあることが判明した。	神奈川
16	8月10日 20:02頃	乗合	途中のバス停で乗車してきた乗客と運転者の間で対応について口論が発生、収拾がつかずエスカレートしていき、当該乗客がバスを降り、バス前に立ちふさがり20分間に渡り運行が滞った。その後、当該乗客がバスの前から歩道に移動したため、ハンドルをわずかに右に切りながらバスを発進させたところ、当該乗客が車両に体当たりをしてきた。当該運転者は恐怖を感じ現場から立ち去ったところ、当該乗客が警察及び救急に自ら通報したものの。	埼玉
17	8月19日 14:02頃	貨物	高速道を運行中、SA内貨物駐車スペースを走行していたところ、右隣のトラックの左後部に接触した。この事故により相手方が軽傷を負ったが、当該運転者は事故に気づかずそのまま運行を継続した。	東京
18	8月19日 20:00頃	貨物	卸地に向けて運行中、店舗納品搬入路手前交差点を右折進入時に前方から走り込んできた歩行者に気が付かず、前輪の2軸目に巻き込みそのまま約1km程走行、店舗納品口の手前左折時にハンドルに違和感を感じたことから停車して確認したところ、人を巻き込んでしまっていることが判明した。この事故により、歩行者1名が死亡した。	埼玉
19	9月8日 23:15頃	法人	一般道を36km/hで空車運行中、カーナビを凝視したため路上に横臥していた相手方に気付かず轢過した。事故直後、何を轢過したか分からず次の交差点まで切り返し現場付近まで戻ったが既に他の車両が現場に停車していた為、動揺し反対側に回ろうと右折し付近を走行しているうちに更に動揺し約9分間迷走した後に現場に戻ったもの。なお、この事故により路上横臥者は死亡した。	東京
20	9月15日 19:35頃	貨物	空車にて40km/hで走行中、交差点で信号待ちのため停車、信号が青に変わる直前に左側後方から自転車がすり抜けて行ったことに気付かず車両を発進させたところ、交差点内で自転車が横転して自転車を転倒させ軽傷を負わせた。当該運転者は異音には気付いたため交差点先、数百メートル離れたところで一旦停車したが、確認をすることなく暫く停車したのち立ち去った。	埼玉

21	10月30日 19:39頃	法人	乗客の降車扱い時、後方確認を怠りドアを半分ほど開けたところ、後方から来た自転車とドアが接触した。運転者は車両を降りて、自転車運転者に「大丈夫か?」と声をかけたところ、「太ももの辺りを打撲したが大丈夫」との応答があったことから警察に届けずその場を立ち去りそのまま帰庫した。その後、警察の連絡で事故が発覚し届出をしていなかったことから、救護義務違反として捜査されることになったもの。	千葉
22	11月15日 8:18頃	貨物	荷積みを行い運行中、合流地点において第一通行帯へ進路変更する際、相手普通乗用車を左に回避させて路外に逸脱させ負傷させたが直ちに救護等の措置を講じず運行を継続した。なお、この際車両同士の接触はなかった。	群馬
23	11月30日 11:08頃	法人	アプリ配車を受け目的地へ迎車で向かう為運行中、右側より歩いていた歩行者の発見認知が遅れ5km/h程度の速度で歩行者にフロントバンパーが接触した。接触直後、双方で視線が合ったが歩行者がそのまま歩き過ぎて行ったため、当該運転者は怪我も無く大丈夫だろうと勝手な判断を行い、その場を離れて営業を続行した。後日、歩行者の家族が警察に通報、警察より問い合わせがあり発覚した。	埼玉
24	12月16日 21:07頃	個人	空車にて運行中、交差点において完全に一時停止することなく進出したところ、左から来た自転車と接触した。当該運転者は何か飛来物と接触したものと思ったが、停止することなく確認行為を怠りその場を立ち去った。後日、管轄の警察署から手紙が届き、初めて事故を起こしていたことを認知したもの。	東京